

## 田村市新しいまちづくり基本計画策定業務委託仕様書

### 1 業務名称

本業務は「田村市新しいまちづくり基本計画策定業務」と称する。

### 2 業務目的

市は、令和4年に現行の「田村市都市計画マスタープラン」を策定し、コンパクトシティ・プラス・ネットワークを基本理念とする持続可能な都市構造の形成に向けたまちづくりを進めてきている。

今般、人口減少や少子高齢化、空き家問題など更なる課題の増加に加え、本年3月の国道288号船引バイパスの開通や今後予定されている大滝根川河川改修事業等による土地利用の変化が見込まれていることから、新しい時代・世代にふさわしいまちづくりが求められている。

本業務は、これらの社会情勢の変化・社会的要請を踏まえ、持続可能な市であるために、20年先を見据えた「田村市新しいまちづくり基本計画(仮称)」を策定することを目的とする。

### 3 履行期間

履行期間は、契約締結の日から令和9年3月26日までとする。

### 4 業務対象範囲

田村市全域とする。

### 5 法令等の遵守

本業務は、本仕様書によるほか、次に掲げる関係法令等に準拠し、実施するものとする。なお、現在更新作業中の各種計画との整合を図ること。

- (1) 都市計画法
- (2) 都市再生特別措置法
- (3) 建築基準法
- (4) 第二次田村市総合計画
- (5) 田村市都市計画マスタープラン（令和4年4月）
- (6) 田村市立地適正化計画（令和5年3月）
- (7) その他の関係法令ならびに諸規則等

### 6 配置技術者

受託者は、以下の要件を満たす管理技術者、照査技術者及び担当技術者配置するものとする。

(1) 管理技術者

業務の総括責任者となる管理技術者は、都市計画に関する業務実績を1年以上有し、次のいずれかの資格を有すること。

ア 技術士（総合技術監理部門：建設）

イ 技術士（建設部門：都市及び地方計画）

ウ RCCM（都市計画及び地方計画）

(2) 照査技術者

業務全般の照査を行う照査技術者は、次のいずれかの資格を有すること。なお、監理技術者と照査技術者の兼務は不可とする。

ア 技術士（総合技術監理部門：建設）

イ 技術士（建設部門：都市及び地方計画）

ウ RCCM（都市計画及び地方計画）

(3) 担当技術者

業務の企画・提案及び計画策定の実務的なマネジメント（関係機関等の調整、業務の進行管理等）を行うものとする。

## 7 提出書類

受注者は、本業務の着手にあたり、以下の書類を発注者に提出し、承認を得るものとする。また、業務期間中は進捗状況を毎月報告するものとする。

(1) 業務着手届

(2) 現場責任者等選任届、経歴書、雇用関係を証する書類

(3) 業務工程表

(4) 業務実施計画書

(5) その他、市が必要と認める書類

## 8 業務内容

業務委託の内容は、概ね以下のとおりとする。ただし、以下は計画策定に必要と想定される事項を列記したものであり、受注者の企画提案または庁内検討の結果により、内容の変更又は追加を求める場合がある。

また、本業務とは別に公益社団法人福島相双復興推進機構が実施する「田村市のコンパクトシティ化に向けた将来構想のとりまとめ等に係る支援業務」（以下「支援業務」という。）と連携し、実現性と有効性のある計画となるよう努めること。

(1) 市の現状把握と課題の整理

ア 県及び市のまちづくりに関する各種資料に基づき概観整理を行う。

イ 市民の生活実態（居住形態、年齢構成、世帯構成、通勤・通学パターン、生活行動等）を把握する。

ウ 市民の文化的特性（地域文化、生活様式、文化活動の実態、歴史・伝統行事等）を把握する。

エ 市の産業構造、観光の現況及び地域間交流の実態を把握する。

オ ア～エにより把握した現状から、市の課題を整理する。

## (2) 市民意向の把握

本業務とは別に実施する「支援業務」を活用し、市民意向を把握する。

### ア 人流データの収集分析

市の賑わい拠点及び特定施設（約 10 か所程度）における人流状況の把握による、市内での住民や来訪者の動きの分析

### イ 住民ワークショップ、住民アンケート

概ね 4 回程度開催する住民ワークショップと、ワークショップでの検討を補足する住民アンケートによる、住民意向や将来構想のイメージの把握・分析

## (3) 市外在住者等の市に対する意識・意向の把握

市外在住者等を対象に、アンケート調査、インタビュー調査その他受託者が提案する適切な方法により、市に対する意識及び交流・関係人口の創出・拡大に関する意向を把握する。

## (4) 市内意見の把握

市職員で構成される「新しいまちづくりビジョン策定プロジェクトチーム」の運営支援や勉強会・ワークショップにより市内意見を把握する。

なお、勉強会・ワークショップの開催に当たっては、議論のたたき台となる資料を準備するとともに、活発な意見交換に資するよう適宜ファシリテーションを行う等、市内の機運醸成に繋がるように議事の運営及び意見集約等に務める事とする。

## (5) 社会変化等のトレンド分析

近年の経済情勢、社会的課題、ライフスタイルの動向等を把握するとともに、他自治体のコンパクトシティ計画や事例を収集し、新しいまちづくり基本計画の検討材料とする。

## (6) コンセプト・将来像の検討

上記(1)～(5)による各要素の把握・分析を踏まえ、市が持続可能な都市構造を形成するためのコンセプトや将来像を検討する。

検討にあたっては、「支援業務」と連携を図り、同業務において取りまとめる市の将来構想（案）との整合性を確保すること。

## (7) 田村市新しいまちづくり基本計画（仮称）の作成

(6)による検討結果を整理・提示するとともに、今後も継続的に取り組み、まちづくりに対する意識を育て続けるプロセスや実行・実践に向けたロードマップを盛り込んだ「田村市新しいまちづくり基本計画（仮称）」を作成する。

なお、作成した「田村市新しいまちづくり基本計画（仮称）」及び(1)～(6)による各要素の把握・分析結果は、令和 9 年度以降に改訂が予定されている都市計画マスタープラン及び立地適正化計画やまちづくりに関する各種計画の検討において、有用な参考資料となることに留意すること。

## 9 打合せ協議と進捗報告

業務を円滑にかつ効率的に遂行するために、着手時、中間3回、最終納品時の計5回、協議打合せを行う。合わせて、進捗状況を確認するため週次報告を行うこととし、当該報告はWEB会議等のオンラインによる方法も可能とする。

## 10 成果品

本業務における成果品は、次のとおりとする。また、ほかに中間報告及び成果品があれば、発注者・受託者協議のうえ、発注者の指示のとおりとする。

(1) 「田村市新しいまちづくり基本計画（仮称）」及びその概要版の電子データ

(2) 本業務の過程において収集・集約した関係資料 一式

※本業務の成果品は全て市に帰属するものとして、市の許可なく他に公表、譲渡又は貸与してはならない。